

マングローブ憲章 (CHARTER FOR MANGROVES)

国際マングローブ生態系協会（以下 ISME と省略）は、1982 年 10 月 28 日国連総会が、自然はその価値を認められなければならないこと（nature shall be respected）、地球上の遺伝的な進化（genetic viability）を妨げてはならないこと、保全は実践されなければならないこと、人類による持続的な管理（sustainable management）が成し遂げられなければならないこと、自然は開発による劣悪化（degradation）から守られなければならないことを厳粛に宣言している「世界自然憲章（a World Charter for Nature）」がより完全なものとなるため、本「マングローブ憲章」が「世界自然憲章」に付記されることを採択した。

ISME は次のことを認識している：

- a) マングローブ林は、主に熱帯地域に分布する独特の潮間帯の生態系（unique intertidal ecosystems）である。
- b) 世界のマングローブの総面積は少なくとも 17,000 km² 以上と推定され、そこマングローブ域にのみ分布する高木や灌木は、60 種以上に達する。
- c) マングローブは、地球上の人類に対して、直接的、間接的に環境的、経済的、社会的に価値のある多様な陸上植物群落や水生動・植物相を遺伝的な面から支えている。
- d) マングローブ生態系の持続的な開発（sustainable development）とは、今日の世代のみならず将来の世代にわたって、生態学的な回復力（ecological re-silience）と経済的に利用できる機会（economic opportunities）とを確保するための天然資源の維持と合理的な利用（rational use）との意味を含んでいる。
- e) マングローブは、世界各地で劣悪化した沿岸地域（degraded coastal lands）が生じることを防ぐために保全されなければならない。

ISME は次のことも合わせて確認した：

- a) 非持続的利用（non-sustainable use）と過剰な開発行為によって生じているマングローブ林の破壊（destruction）と劣悪化（degradation）は、世界的な現象となっている。
- b) マングローブが分布している土地が非持続的な目的で転用される場合、その土地の価値が常に過小評価されている。
- c) マングローブ生態系の持続的な利用（sustainable use）は、資源をより有効に利用することになる。
- d) 経済的、社会的、保全的な理由で、劣悪化したマングローブ生態系を回復させることは緊急課題である。

ISME は次のことを承認した：

- a) マングローブは、独自の遺伝的な多様性（distinctive genetic diversity）をもち、本質的に高い生産力（high intrinsic natural productivity）をもった、しかも独特の生育地としての価値（unique habitat values）をもった貴重な天然資源である。
- b) マングローブは、隣接した陸上生態系と海洋生態系の重要な経済的価値、生態的価値を支えている。
- c) マングローブは、熱帯地域の沿岸で生活を営む人々にとって、経済的・社会的に有用な資源として重要な役割を果たしている。
- d) マングローブは、海岸線の保全、海岸浸食防止に重要な役割を果たしている。

- e) マングローブは、土地に由来する堆積・汚濁・養分流入などの好ましくない影響から、沿岸海域を保護している。

ISMEは、「人類は、今日の世代のみならず将来の世代にわたっての利益のために、種や生態系が本質的にもっている価値を保護や増進する方法で天然資源を利用する知識を身につけなければならない」ということを再確認した。

ISMEは、「マングローブ生態系の管理・保全およびマングローブ生態系に関する理解を促進するために、個人や団体、国レベルでの適切な対策が必要とされること」も議論し、確認した。

ISMEは、「マングローブ生態系に関する管理、研究のあらゆる分野で、国際協力による情報交換、知識の交換の促進が必要とされること」も議論し、確認した。

以上のような目的を達成するために、マングローブ生態系に影響を及ぼす人類のマングローブ生態系利用のあらゆる行為についての判断基準になるべき、以下の原則が宣言されている「憲章」を採択する。

I. 一般原則

1. マングローブ生態系の価値は認められなければならない、それらがもつ固有の特性（intrinsic characteristics）は可能な限り、いかなる場所でも保全されなければならない。
2. マングローブ生態系固有の遺伝的な多様性（genetic diversity）は保護されなければならない、この目的を達成するために、必要な生育地は保護されなければならない。
3. 人々によって利用されているマングローブ生態系は、それと共存する他の生態系との一体となった結びつきを損なうことなしに、持続的な生産力が維持・達成できるように管理されなければならない。
4. マングローブ生態系は、無分別な破壊、隣接地域の攪乱によって引き起こされた自然災害、汚染、人為的な被害から守られなければならない。
5. これまで伝統的に利用してきた人々のマングローブ生態系の持続的利用は認められなければならない、そこに住む人々の福利厚生の上に用いられなければならない。
6. 破壊されていないマングローブ生態系や破壊されたマングローブ生態系の構造（structure）、機能（function）、管理（management）に価値のある知識の習得と普及は、国際的な研究、技術協力を含むあらゆる手段で促進されなければならない。

II. 機能

7. マングローブ生態系の管理に影響を及ぼす決定は、現在の最良の知識に基づき、しかも明確な場所の理解がされた時のみに行われなければならない。
8. マングローブ生態系をどのように管理するのかの決定は、次に掲げる事項を満たさなければならない。
 - (i) 目録（inventories）、地形図、生物に関するデータや環境条件のデータによる当該地域の生物組成や生物組成以外の環境条件の特徴
 - (ii) 資源の持続的な利用に関しての人々の要求と、同時に保全のための十分な保全地の確保
 - (iii) 生育地として、遺伝子保全地としての国内的な重要性和国際的な重要性
 - (iv) 沿岸線の安定化（coastal stability）のため、水産資源の生産のための場所としての国内的、国際的な重要性

- (v) 教育、レクリエーション、景観的な価値としてのその地域の要求事項
 - (vi) 資源の非持続的な利用をも満足させなければならないとの要求事項
 - (vii) 非持続的な利用のインパクトを転換させることが可能な回復機能（rehabilitation mechanism）、代償機構（compensation mechanism）の限度
9. 前項 8 で得られた情報は、保全に必要な地域(ares)の決定、資源の管理・復旧(restoration)・保全のための方策(strategies)の決定、あるいは持続的な利用に必要な地域の決定に用いられなければならない。
 10. マングローブ生態系の利用に関する決定（decisions）には、以下の事項の必要性が考慮されなければならない。
 - (i) マングローブ生態系の生産力が保全されるように、マングローブ資源を利用すること。
 - (ii) マングローブ生態系の劣悪化(degradation)は避けること。
 - (iii) 劣悪化したマングローブ地域を回復すること
 - (iv) マングローブ生態系によって生産される天然資源の過剰な開発（over exploitation）を避けること。
 - (v) マングローブ生態系に隣接した生態系にマイナスのインパクトを避けること。
 - (vi) マングローブ生態系に従来から住んでいる人々の社会的、経済的な福利厚生を認めること。
 - (vii) マングローブ生態系の長期的な生産力や利益が失われることがないように非持続的な利用は制限され、規制されること。
 - (viii) マングローブ生態系の賢い利用（wise use）のために取り締まりの手段（regulatory measures）を導入すること。
 11. マングローブ生態系にインパクトを及ぼす恐れのある行為は、国内の、あるいは国際的に適切な法律（laws）や条約（agreements）で規制されなければならない。
 12. マングローブ生態系に被害を引き起こす恐れのあるような行為は、それを決定する前に、徹底的な調査が必要とされなければならない。その徹底的な調査が終了した後にはのみ、潜在的な有利さ（potential advantages）が潜在的な被害（potential damage）に勝ることを公に公表し、それがその行為の開始を認めることにならなければならない。
 13. 人間の行為によって劣悪化されてしまったマングローブ生態系は、それらの生態系が自然状態で発揮できる潜在能力（natural potential）と一致するように復旧されなければならないし、影響を受けた人々の福利と矛盾しないようにしなければならない。

III. 履行

14. 本マングローブ憲章の前章で定めた原則は、国際的なレベルと同様に、それぞれの国内での法律（law）や慣例（practice）に可能な限り反映させなければならない。
15. マングローブ生態系の構造、機能、重要性に関する知識は、可能なあらゆる方法を用いて、地方、国、国際的なレベルで知らせなければならない。
16. まったく手を加えられていないマングローブ生態系、開発の手が入ったマングローブ生態系の構造、機能、管理に関する知識は、さらに深めなければならない。

17. 科学者、計画立案者（planners）、管理者（managers）のトレーニングを行うため、マングローブ生態系の重要さの自覚を促進するために、教育プログラム（educational programmes）や、地域センター（regional centers）が用意されなければならない。
18. すべての計画には、その行為がマングローブ生態系とその周辺に及ぼす影響の考慮（consideration）と評価（assessments）の中に、マングローブ生態系の生物学的、生物以外の環境条件および社会経済学的な目録（inventories）の作成を含まなければならない。またそのようなすべての検討内容は、いかなる決定より以前に、公に公開され、綿密な検討（scrutiny）と批評（comment）を受けなければならない。
19. マングローブ生態系の持続的な利用を成し遂げるために、必要な資源（resources）、計画（programmes）、行政機構（administrative structures）が整えられなければならない。
20. 現在実行されていることの評価（evaluation）を確実にを行うため、有益でない効果（adverse effects）の早期発見を可能にするために、マングローブ生態系の状況は、国内および国際的に監視されなければならない。
21. 各国は、マングローブおよびマングローブ生態系の保全と管理のために、特別の法定条項（statutory provisions）あるいは法規（regulations）を定めなければならない。
22. 国、関係諸官庁、国際機構、NGO（非政府機関）、個人、諸団体および各法人は、各々が可能な範囲で、以下のことを行わなければならない。
 - (i) 持続的な目的のために、マングローブ生態系を管理する任務を協力して行うこと
 - (ii) マングローブ生態系の状態の評価を行うため、マングローブ生態系を管理するための手順や方法論を確立すること
 - (iii) 規制の範囲内での行為が、それらの規制の範囲内で、あるいは規制の範囲を越えてマングローブ生態系に不必要なダメージを生じないようにすること
 - (iv) マングローブ生態系の保護と保全のために、国内および国際的な法的規則（regal provisions）を履行すること
23. 各国は、国内の関係機関を通じたり、他の諸国との協力によって、本マングローブ憲章の規定が可能な限り効果を持つものにしなければならない。
24. すべての人々は、それぞれの国の法律に基づいて、個人的にあるいは団体として、直接マングローブ生態系の保全、持続的な利用に関する事項の意思決定に参画する機会を持たなければならない。
25. マングローブ生態系が被害を被った時、その影響を受けた人々は救済の手段を持たなければならない。
26. ISME の会員は、個々人で、他の人々と協力して、あるいは行政的な手段を通して、本マングローブ憲章の目的や必要条件がかなえられることが確実に実行されるように努力しなければならない。

国際マングローブ生態系協会（ISME）1991年11月

日本語訳：馬場繁幸 1992年11月